

環境委員会資料

平成30年11月8日

【所管事務の調査（報告）】

川崎市再生利用指定制度に関する要綱の制定に係るパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市再生利用指定制度に関する要綱の制定について

資料2 川崎市再生利用指定制度に関する要綱（案）

資料3 パブリックコメント手続用資料

参考資料 廃棄物処理法の条文抜粋

環 境 局

1 要綱制定の趣旨

- リサイクル意識の高まりを背景に、再生利用の取組を促進するため、再生利用指定制度を適正に運用していくための規定を整備するもの。

2 要綱制定の背景

- 廃棄物処理法では、廃棄物の収集運搬及び処分について、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため許可制度をとっており、全国的にも厳格に規制・指導がなされている。
- 廃棄物の再生利用についても、原則として廃棄物処理法の許可が必要となる。

企業やNPO法人が社会貢献活動として廃棄物の再生利用を行おうとした場合であっても、廃棄物処理法の許可制度の基準の適用を受けることとなる。

廃棄物処理法第7条及び第14条に基づく許可制度の例外規定である再生利用指定制度を利用することで、基準の適用を受けずに再生利用の取組を行えるようになる。

営利を目的としないリサイクル意識の高まりにより、再生利用指定制度の利用が想定される中、本制度を適正に運用するためには、要綱を制定して指定の基準を明確にする必要がある。

3 再生利用指定制度の概要

【制度の趣旨・内容】

一定の要件のもと、廃棄物の再生利用を容易に行えるようにすることを目的とする。

再生利用をしようとする者が市の指定を受けると、廃棄物処理法に定める廃棄物処理業の許可が不要となる。

[根拠法令 : 廃棄物処理法施行規則]

第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号、第10条の3第2号

【指定の主な要件】

- 再生利用されることが確実であること。 ■ 原則として営利を目的としないこと。
- 生活環境保全上の支障が生じないこと。

4 要綱（案）の主な内容

- 周辺地域の生活環境の保全を担保するための必要な規定
 - 第7条 指定の基準（廃棄物の飛散・流出、悪臭の防止対策がなされていることなど）
 - 第11条 指定を受けた者の責務（周辺住民等への説明責任など）
- 申請及び審査を円滑にするための手続きに関する規定
 - 第2条 事前協議（指定申請に向けた事前協議の実施）
 - 第9条 標準処理期間（申請書受理後の指定に係る処理期間）

5 今後のスケジュール

- パブリックコメント（意見募集期間）：平成30年11月9日（金）～12月10日（月）
- 委員会報告、パブリックコメント結果の公表：平成31年1月～2月
- 川崎市再生利用指定制度に関する要綱の制定：平成31年3月1日予定

川崎市再生利用指定制度に関する要綱（案）

（一部抜粋）

（平成31年3月1日制定（予定））

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定並びに川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年3月26日規則第28号。以下「細則」という。）の規定に係る「廃棄物再生利用指定業」の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

（事前協議）

第2条 次に掲げる者（以下「事前協議申込者」という。）は、廃棄物再生利用指定業事前協議申込書（様式第1号）を市長に提出し、事前協議を行うものとする。

- （1）細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業（再生利用のための廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合に限る。）
- （2）細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生活用業（再生利用のための廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）の指定の申請をしようとする者
- （3）細則第33条第2項の規定による事業の範囲の変更の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行わない廃棄物再生輸送業を除く。）

2 事前協議申込書には、別表1に定める添付書類を添付するものとする。

3 事前協議申込書及び添付書類の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。

4 市長は、事前協議において必要と認めるときは、事前協議申込者に対し、計画の改善等を求めるものとする。

（事業計画書）

第3条 次に掲げる者（以下「事業計画者」という。）は、第5条に規定する指定申請の前に申請区分に応じて廃棄物再生輸送業事業計画書（様式第2号）又は廃棄物再生活用業事業計画書（様式第3号）を提出しなければならない。

（1）前条に規定する事前協議を経た者

（2）細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合を除く。）

（3）細則第33条第2項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業の事業の範囲の変更の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合を除く。）

（4）細則第35条の規定による届出をしようとする者のうち、事業の用に供する施設の設置場所、構造、規模等に関する変更を行おうとする者

2 事業計画書には、別表1に定める添付書類を添付するものとする。

3 事業計画書及び添付書類の提出部数は、正本1部、その写し2部とする。

4 市長は、事業計画書の確認の過程において、事業計画者に対し、計画の変更等を指導し、又は提出された事業計画書の訂正等を指示することができる。

（周辺住民等への周知）

第4条 第3条に規定する事業計画の確認を受けた者は、当該事業計画について、次に規定する者（以下「周辺住民等」という。）へ周知するものとする。

ただし、廃棄物再生輸送業の指定の申請をしようとする者で積替え又は保管を行わない場合、工業専用地域及び工業地域を積替え又は保管の事業用地とする場合、廃棄物再生活用業の指定の申請をしようとする者で、工業専用地域を再生利用のための廃棄物の処分の事業用地とする場合、そ

の他周辺住民等への影響のおそれが極めて少ないとして市長の確認を得た場合を除く。

- (1) 事業用地が借地のときは、土地の地権者
 - (2) 原則として処理施設の敷地境界線から50m以内に居住する者及び事業所等の管理者
 - (3) 隣地の地権者
 - (4) 近隣の農業関係者（土地改良組合施行区画内にあるときは、同組合を含む。）
 - (5) 近隣の水路利用者（水路利用組合があるときは、同組合を含む。）
 - (6) 上記以外で、市長が必要と認める者
- 2 事業計画者は、周辺住民等に対し当該事業計画について周知を行う場合は、あらかじめ、事業計画周知計画書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
 - 3 事業計画周知計画書の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。
 - 4 事業計画者は、周辺住民等に対し当該事業計画について周知を行った場合は、速やかに、要綱に定める事業計画周知報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
 - 5 事業計画周知報告書の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。
 - 6 事業計画者は、事業計画に関して、周辺住民等との合意形成が図れない場合は、事業計画の見直しを行うものとする。

（指定申請）

第5条 細則第33条第1項の規定による廃棄物再生利用指定業の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廃棄物再生利用指定業者指定申請書（細則第28号様式）により市長に申請しなければならない。

（指定の対象となる廃棄物）

第6条 指定の対象とする廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物とする。

- (1) ばいじん又は燃え殻であつて、廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- (2) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの
- (3) 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

（指定の基準）

第7条 廃棄物再生輸送業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有すること。（法人にあつては、市内に事務所を有すること。）
- (2) 排出者の委託を受けて再生輸送を行うこと。
- (3) 排出者から再生輸送について代金を受領する場合は、その代金が当該再生輸送に要する費用を超えず、再生輸送が営利を目的としないものであること。ただし、建設汚泥にあつてはその限りではない。
- (4) 一般廃棄物に係る指定にあつては法第7条第5項第4号イからヌまで、産業廃棄物に係る指定にあつては法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しないこと。
- (5) 廃棄物の再生輸送を確実に遂行するための施設を所有し、又は当該施設の使用の権原を有すること。
- (6) 受け入れた廃棄物は、全て再生活用施設又は再生利用現場に搬入されること。
- (7) 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (8) 再生輸送を行おうとする廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。また、積替え施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- (9) 廃棄物の再生輸送を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を

満たすこと。ただし、再生輸送を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると市長が認めるときはその限りではない。

ア 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する処理業の許可申請に関する講習会を修了していること（修了すべき講習の種類は別表2のとおりとする。）。

イ 上記アの修了者については、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

- (10) 再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (11) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。
- (12) 廃棄物の排出現場から再生活用まで（建設汚泥にあつては再生利用現場への搬入まで）の一連の過程が本市の区域内において行われるものであること。
- (13) 合理的な理由が認められる場合を除き、積替え又は保管を行わないこと。そのうえで、必要な積替え又は保管を行う場合の積替え保管施設の事業用地については、原則として、工業専用地域、工業地域又は準工業地域を用いること。また、学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）、老人福祉施設、身体障害者施設、更生援護施設等の間に十分な距離が保たれていること。
- (14) 一般廃棄物に係る指定にあつては、申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に支障のないものであること。

2 廃棄物再生活用業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有すること。（法人にあつては、市内に事務所を有すること。）
- (2) 排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。
- (3) 排出者から再生活用について代金を受領する場合は、その代金が当該再生活用に要する費用を超えず、再生活用が営利を目的としないものであること。ただし、建設汚泥にあつてはその限りではない。
- (4) 申請者が、一般廃棄物に係る指定にあつては法第7条第5項第4号イからヌまで、産業廃棄物に係る指定にあつては法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しないこと。
- (5) 再生活用を行おうとする廃棄物の種類に応じ、当該廃棄物の再生活用に適する処理施設を有すること。さらに、当該処理施設の使用に係る権原を有すること。
- (6) 受け入れる廃棄物は、その大部分が再生利用の用に供されること。
- (7) 当該再生品の性状が利用者の需要に適合しており、再生品の利用が見込まれること。
- (8) 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (9) 廃棄物の保管施設は、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。
- (10) 廃棄物の再生活用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、再生活用を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると市長が認めるときはその限りではない。

ア 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する処理業の許可申請に関する講習会を修了していること（修了すべき講習の種類は別表3のとおりとする。）。

イ 上記アの修了者については、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

- (11) 再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (12) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。
- (13) 廃棄物の排出現場から再生活用まで（建設汚泥にあつては再生利用現場への搬入まで）の一連の過程が本市の区域内において行われるものであること。
- (14) 再生活用施設の事業用地については、原則として、工業専用地域、工業地域又は準工業地域を用いること。また、学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）、老人福

- 社施設、身体障害者施設、更生援護施設等の間に十分な距離が保たれていること。
- (15) 再生活用は循環資源の全部又は一部を原材料として利用するものであること。
 - (16) 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
 - (17) 一般廃棄物に係る指定にあっては、申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に支障のないものであること。

(指定)

- 第8条 市長は、第5条の規定による申請が前条に規定する基準に適合していると認めるときであつて、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断されるときでなければ、指定してはならない。
- 2 前項に規定する指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 3 指定に際して、当該指定日の5年後の前日までの期限を付す。指定を受けた者が、期限後も継続して再生利用指定業の指定を受けようとする場合は、期限満了前に、期限後に係る指定申請を行い、指定を受けなければならない。ただし当該申請については、第2条及び第4条に規定する手続について省略する。
 - 4 前項の申請があつた場合において、期限満了前に申請に対する処分がされないときには、従前の指定は、期限満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(標準処理期間)

- 第9条 再生利用指定制度の指定に係る標準処理期間は、申請書の受理後、70日とする。ただし、不備な申請を補正するための期間、申請後に申請内容を変更する期間及び施設の建設に必要な期間は、これに含まないものとする。

(事業範囲の変更の指定)

- 第10条 第4条から第9条までの規定は、細則第33条第2項に規定する指定の申請について準用する。この場合において、第4条中「細則第33条第1項の」とあるのは「細則第33条第2項の」と、「廃棄物再生利用指定業者指定申請書（細則第28号様式）」とあるのは「廃棄物再生利用指定業者事業範囲変更指定申請書（細則第29号様式）」と読み替えるものとする。

(指定を受けた者の責務)

- 第11条 指定を受けた者は、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間における再生利用実績を廃棄物再生利用指定業実績報告書（様式第6号（再生輸送業）、様式第7号（再生活用業））により報告すること。
- 2 廃棄物の再生輸送又は再生活用にあたっては次のように行うこと。
 - (1) 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 再生輸送又は再生活用に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 3 廃棄物再生輸送業者は運搬車その他の運搬施設に、また、廃棄物再生活用業者は処理施設に、当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。
 - 4 指定を受けた者は、周辺住民等から求めがあつた場合は、事業内容の説明を行わなければならない。
 - 5 その他市長が指定に際して付した条件を遵守すること。

(名義貸しの禁止)

- 第12条 指定を受けた者は、自己の名義をもって、他人に対象廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(不利益処分)

第13条 市長は、指定を受けた者が第6条に規定する指定の基準に適合しなくなったと認めるとき、第11条に規定する責務を遵守していないと認めるとき又は第12条の規定に違反したときは、指定を取消することができる。

2 市長は、指定を受けた者が前項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に違反した場合には、別に定める「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」の規定を準用し不利益処分を行う。この場合において、「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」中の「処理業者」を「再生利用指定業の指定を受けた者」に、「処理業許可」を「再生利用指定業の指定」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定する不利益処分に関する手続等については、別に定める「川崎市産業廃棄物に係る法違反等に対する不利益処分等に関する事務手続要綱」、「川崎市産業廃棄物に係る法違反等に対する不利益処分等に関する事務手続要領」及び「川崎市廃棄物処理業者等の法違反等に係る不利益処分等検討委員会設置要綱」の規定を準用する。

(立入検査等)

第14条 市長は、指定を受けた者に対し、必要に応じ、法第18条に基づく報告徴収及び法第19条に基づく立入検査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

※ 以下、様式等については省略

川崎市再生利用指定制度に関する要綱の制定について ～市民の皆様の御意見を募集します～

川崎市では、市民・事業者のリサイクル意識の高まりを背景に、廃棄物の再生利用の取組を促進するため、川崎市再生利用指定制度に関する要綱を制定することといたしました。

この要綱は、一定の要件のもと指定を受けると廃棄物処理法に定める廃棄物処理業の許可を要しない再生利用指定制度について、制度を適正に運用していくための規定を定めるものです。

つきましては、指定の基準など、許認可等の審査基準に該当する規定等を定めることとしましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

平成30年11月9日（金）から平成30年12月10日（月）まで

※郵送の場合は、12月10日（月）の消印まで有効です。

持参の場合は、12月10日（月）の17時15分までとします。

2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局生活環境部廃棄物指導課（市役所第3庁舎16階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

※川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見書の提出方法

御意見、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、下記の方法により、環境局生活環境部廃棄物指導課に御意見をお寄せください。

※様式は自由ですが、意見書様式を御活用いただけます。

(1) 電子メール

市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールを御利用ください。

(2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 宛て

(3) ファクシミリ

(市役所第3庁舎16階)

FAX番号 044-200-3923（環境局生活環境部廃棄物指導課）

4 その他

- ・御意見に対する個別回答はいたしません。本市の考え方を整理した結果をホームページ上で公表します。
- ・個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

5 問い合わせ

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 電話044-200-2594

川崎市再生利用指定制度に関する要綱の制定について

1 要綱制定の趣旨

- リサイクル意識の高まりを背景に、再生利用の取組を促進するため、再生利用指定制度を適正に運用していくための規定を整備するもの。

2 要綱制定の背景

- 廃棄物処理法では、廃棄物の収集運搬及び処分について、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため許可制度をとっており、全国的にも厳格に規制・指導がなされている。
- 廃棄物の再生利用についても、原則として廃棄物処理法の許可が必要となる。

企業やNPO法人が社会貢献活動として廃棄物の再生利用を行おうとした場合であっても、廃棄物処理法の許可制度の基準の適用を受けることとなる。

廃棄物処理法第7条及び第14条に基づく許可制度の例外規定である再生利用指定制度を利用することで、基準の適用を受けずに再生利用の取組を行えるようになる。

営利を目的としないリサイクル意識の高まりにより、再生利用指定制度の利用が想定される中、本制度を適正に運用するためには、要綱を制定して指定の基準を明確にする必要がある。

3 再生利用指定制度の概要

【制度の趣旨・内容】

一定の要件のもと、廃棄物の再生利用を容易に行えるようにすることを目的とする。

再生利用をしようとする者が市の指定を受けると、廃棄物処理法に定める廃棄物処理業の許可が不要となる。

〔 根拠法令 〕

廃棄物処理法施行規則 第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号、第10条の3第2号

【指定の主な要件】

- 再生利用されることが確実であること。
- 原則として営利を目的としないこと。
- 生活環境保全上の支障が生じないこと。

4 要綱（案）の主な内容

- 周辺地域の生活環境の保全を担保するための必要な規定
 - 第7条 指定の基準（廃棄物の飛散・流出、悪臭の防止対策がなされていることなど）
 - 第11条 指定を受けた者の責務（周辺住民等への説明責任など）
- 申請及び審査を円滑にするための手続きに関する規定
 - 第2条 事前協議（指定申請に向けた事前協議の実施）
 - 第9条 標準処理期間（申請書受理後の指定に係る処理期間）

川崎市再生利用指定制度に関する要綱（案） （一部抜粋）

（平成 年 月 日制定）

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定並びに川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年3月26日規則第28号。以下「細則」という。）の規定に係る「廃棄物再生利用指定業」の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

（事前協議）

第2条 次に掲げる者（以下「事前協議申込者」という。）は、廃棄物再生利用指定業事前協議申込書（様式第1号）を市長に提出し、事前協議を行うものとする。

- （1）細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業（再生利用のための廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合に限る。）
- （2）細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生活用業（再生利用のための廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）の指定の申請をしようとする者
- （3）細則第33条第2項の規定による事業の範囲の変更の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行わない廃棄物再生輸送業を除く。）

2 事前協議申込書には、別表1に定める添付書類を添付するものとする。

3 事前協議申込書及び添付書類の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。

4 市長は、事前協議において必要と認めるときは、事前協議申込者に対し、計画の改善等を求めるものとする。

（事業計画書）

第3条 次に掲げる者（以下「事業計画者」という。）は、第5条に規定する指定申請の前に申請区分に応じて廃棄物再生輸送業事業計画書（様式第2号）又は廃棄物再生活用業事業計画書（様式第3号）を提出しなければならない。

- （1）前条に規定する事前協議を経た者
- （2）細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合を除く。）
- （3）細則第33条第2項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業の事業の範囲の変更の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合を除く。）
- （4）細則第35条の規定による届出をしようとする者のうち、事業の用に供する施設の設置場所、構造、規模等に関する変更を行おうとする者

2 事業計画書には、別表1に定める添付書類を添付するものとする。

3 事業計画書及び添付書類の提出部数は、正本1部、その写し2部とする。

4 市長は、事業計画書の確認の過程において、事業計画者に対し、計画の変更等を指導し、又は提出された事業計画書の訂正等を指示することができる。

（周辺住民等への周知）

第4条 第3条に規定する事業計画の確認を受けた者は、当該事業計画について、次に規定する者（以下「周辺住民等」という。）へ周知するものとする。

ただし、廃棄物再生輸送業の指定の申請をしようとする者で積替え又は保管を行わない場合、工業専用地域及び工業地域を積替え又は保管の事業用地とする場合、廃棄物再生活用業の指定の申請をしようとする者で、工業専用地域を再生利用のための廃棄物の処分の事業用地とする場合、そ

の他周辺住民等への影響のおそれが極めて少ないとして市長の確認を得た場合を除く。

- (1) 事業用地が借地のときは、土地の地権者
 - (2) 原則として処理施設の敷地境界線から50m以内に居住する者及び事業所等の管理者
 - (3) 隣地の地権者
 - (4) 近隣の農業関係者（土地改良組合施行区画内にあるときは、同組合を含む。）
 - (5) 近隣の水路利用者（水路利用組合があるときは、同組合を含む。）
 - (6) 上記以外で、市長が必要と認める者
- 2 事業計画者は、周辺住民等に対し当該事業計画について周知を行う場合は、あらかじめ、事業計画周知計画書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
 - 3 事業計画周知計画書の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。
 - 4 事業計画者は、周辺住民等に対し当該事業計画について周知を行った場合は、速やかに、要綱に定める事業計画周知報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
 - 5 事業計画周知報告書の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。
 - 6 事業計画者は、事業計画に関して、周辺住民等との合意形成が図れない場合は、事業計画の見直しを行うものとする。

（指定申請）

第5条 細則第33条第1項の規定による廃棄物再生利用指定業の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廃棄物再生利用指定業者指定申請書（細則第28号様式）により市長に申請しなければならない。

（指定の対象となる廃棄物）

第6条 指定の対象とする廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物とする。

- (1) ばいじん又は燃え殻であつて、廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- (2) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの
- (3) 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

（指定の基準）

第7条 廃棄物再生輸送業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有すること。（法人にあつては、市内に事務所を有すること。）
- (2) 排出者の委託を受けて再生輸送を行うこと。
- (3) 排出者から再生輸送について代金を受領する場合は、その代金が当該再生輸送に要する費用を超えず、再生輸送が営利を目的としないものであること。ただし、建設汚泥にあつてはその限りではない。
- (4) 一般廃棄物に係る指定にあつては法第7条第5項第4号イからヌまで、産業廃棄物に係る指定にあつては法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しないこと。
- (5) 廃棄物の再生輸送を確実に遂行するための施設を所有し、又は当該施設の使用の権原を有すること。
- (6) 受け入れた廃棄物は、全て再生活用施設又は再生利用現場に搬入されること。
- (7) 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (8) 再生輸送を行おうとする廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。また、積替え施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- (9) 廃棄物の再生輸送を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を

満たすこと。ただし、再生輸送を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると市長が認めるときはその限りではない。

ア 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する処理業の許可申請に関する講習会を修了していること（修了すべき講習の種類は別表2のとおりとする。）。

イ 上記アの修了者については、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

- (10) 再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (11) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。
- (12) 廃棄物の排出現場から再生活用まで（建設汚泥にあつては再生利用現場への搬入まで）の一連の過程が本市の区域内において行われるものであること。
- (13) 合理的な理由が認められる場合を除き、積替え又は保管を行わないこと。そのうえで、必要な積替え又は保管を行う場合の積替え保管施設の事業用地については、原則として、工業専用地域、工業地域又は準工業地域を用いること。また、学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）、老人福祉施設、身体障害者施設、更生援護施設等の間に十分な距離が保たれていること。
- (14) 一般廃棄物に係る指定にあつては、申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に支障のないものであること。

2 廃棄物再生活用業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有すること。（法人にあつては、市内に事務所を有すること。）
- (2) 排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。
- (3) 排出者から再生活用について代金を受領する場合は、その代金が当該再生活用に要する費用を超えず、再生活用が営利を目的としないものであること。ただし、建設汚泥にあつてはその限りではない。
- (4) 申請者が、一般廃棄物に係る指定にあつては法第7条第5項第4号イからヌまで、産業廃棄物に係る指定にあつては法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しないこと。
- (5) 再生活用を行おうとする廃棄物の種類に応じ、当該廃棄物の再生活用に適する処理施設を有すること。さらに、当該処理施設の使用に係る権原を有すること。
- (6) 受け入れる廃棄物は、その大部分が再生利用の用に供されること。
- (7) 当該再生品の性状が利用者の需要に適合しており、再生品の利用が見込まれること。
- (8) 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (9) 廃棄物の保管施設は、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。
- (10) 廃棄物の再生活用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、再生活用を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると市長が認めるときはその限りではない。

ア 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する処理業の許可申請に関する講習会を修了していること（修了すべき講習の種類は別表3のとおりとする。）。

イ 上記アの修了者については、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

- (11) 再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (12) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。
- (13) 廃棄物の排出現場から再生活用まで（建設汚泥にあつては再生利用現場への搬入まで）の一連の過程が本市の区域内において行われるものであること。
- (14) 再生活用施設の事業用地については、原則として、工業専用地域、工業地域又は準工業地域を用いること。また、学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）、老人福

- 社施設、身体障害者施設、更生援護施設等の間に十分な距離が保たれていること。
- (15) 再生活用は循環資源の全部又は一部を原材料として利用するものであること。
 - (16) 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
 - (17) 一般廃棄物に係る指定にあっては、申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に支障のないものであること。

(指定)

- 第8条 市長は、第5条の規定による申請が前条に規定する基準に適合していると認めるときであつて、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断されるときでなければ、指定してはならない。
- 2 前項に規定する指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 3 指定に際して、当該指定日の5年後の前日までの期限を付す。指定を受けた者が、期限後も継続して再生利用指定業の指定を受けようとする場合は、期限満了前に、期限後に係る指定申請を行い、指定を受けなければならない。ただし当該申請については、第2条及び第4条に規定する手続について省略する。
 - 4 前項の申請があつた場合において、期限満了前に申請に対する処分がされないときには、従前の指定は、期限満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(標準処理期間)

- 第9条 再生利用指定制度の指定に係る標準処理期間は、申請書の受理後、70日とする。ただし、不備な申請を補正するための期間、申請後に申請内容を変更する期間及び施設の建設に必要な期間は、これに含まないものとする。

(事業範囲の変更の指定)

- 第10条 第4条から第9条までの規定は、細則第33条第2項に規定する指定の申請について準用する。この場合において、第4条中「細則第33条第1項の」とあるのは「細則第33条第2項の」と、「廃棄物再生利用指定業者指定申請書（細則第28号様式）」とあるのは「廃棄物再生利用指定業者事業範囲変更指定申請書（細則第29号様式）」と読み替えるものとする。

(指定を受けた者の責務)

- 第11条 指定を受けた者は、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間における再生利用実績を廃棄物再生利用指定業実績報告書（様式第6号（再生輸送業）、様式第7号（再生活用業））により報告すること。
- 2 廃棄物の再生輸送又は再生活用にあたっては次のように行うこと。
 - (1) 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 再生輸送又は再生活用に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 3 廃棄物再生輸送業者は運搬車その他の運搬施設に、また、廃棄物再生活用業者は処理施設に、当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。
 - 4 指定を受けた者は、周辺住民等から求めがあつた場合は、事業内容の説明を行わなければならない。
 - 5 その他市長が指定に際して付した条件を遵守すること。

(名義貸しの禁止)

- 第12条 指定を受けた者は、自己の名義をもって、他人に対象廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(不利益処分)

第13条 市長は、指定を受けた者が第6条に規定する指定の基準に適合しなくなつたと認めるとき、第11条に規定する責務を遵守していないと認めるとき又は第12条の規定に違反したときは、指定を取消することができる。

2 市長は、指定を受けた者が前項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に違反した場合には、別に定める「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」の規定を準用し不利益処分を行う。この場合において、「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」中の「処理業者」を「再生利用指定業の指定を受けた者」に、「処理業許可」を「再生利用指定業の指定」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定する不利益処分に関する手続等については、別に定める「川崎市産業廃棄物に係る法違反等に対する不利益処分等に関する事務手続要綱」、「川崎市産業廃棄物に係る法違反等に対する不利益処分等に関する事務手続要領」及び「川崎市廃棄物処理業者等の法違反等に係る不利益処分等検討委員会設置要綱」の規定を準用する。

(立入検査等)

第14条 市長は、指定を受けた者に対し、必要に応じ、法第18条に基づく報告徴収及び法第19条に基づく立入検査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

※ 以下、様式等については省略

意見書

題名	川崎市再生利用指定制度に関する要綱の制定について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課		
電話番号	044-200-2594	FAX番号	044-200-3923
住所	〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4		

廃棄物処理法の条文抜粋

● 一般廃棄物処理業（収集運搬業）の規定

【廃棄物処理法第7条第1項（一般廃棄物処理業）】

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

【廃棄物処理法施行規則第2条（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）】

法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

2 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

※一般廃棄物処分業については、「廃棄物処理法第7条第6項」及び「廃棄物処理法施行規則第2条の3」に同様の規定が定められている。

● 産業廃棄物処理業（収集運搬業）の規定

【廃棄物処理法第14条第1項（産業廃棄物処理業）】

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

【廃棄物処理法施行規則第9条（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）】

法第14条第1項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

2 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたもの

※産業廃棄物処分業については、「廃棄物処理法第14条第6項」及び「廃棄物処理法施行規則第10条の3」に同様の規定が定められている。